

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 2 月 20 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1 件
厚生年金保険関係	1 件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	3 件
厚生年金保険関係	3 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600231 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600083 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 11 年 10 月 1 日から同年 9 月 22 日に訂正し、同年 9 月の標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

平成 11 年 9 月 22 日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

請求者の A 社における平成 12 年 4 月 1 日から同年 4 月 30 日までの厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 12 年 4 月の標準報酬月額については、20 万円から 24 万円とする。

平成 12 年 4 月の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 11 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 平成 11 年 10 月 1 日から平成 12 年 4 月 30 日まで
③ 平成 12 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで
④ 平成 12 年 9 月 1 日から平成 14 年 2 月 1 日まで

請求期間①、②及び③については、A 社に平成 11 年 4 月 1 日から平成 12 年 4 月 30 日まで勤務していたが、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が平成 11 年 10 月 1 日、喪失日が平成 12 年 4 月 30 日、標準報酬月額については実際に支給されていた給与の総支給額と比べて低い額で記録されている。

請求期間④については、B 社（適用事業所名称は B 社 C 支店。現在は D 社）における標準報酬月額が実際に支給されていた給与の総支給額と比べて低い額で記録されている。

調査の上、年金額に反映してほしい。また、年金額に反映できない場合も事実に基づく記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①については、A 社が提出した人事記録において、請求者の入社年月日は、平成 11 年 9 月 22 日と記録されており、同社は、請求者の在籍は平成 11 年 9 月 22 日からであると回答している。

また、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者の資格取得日について、同社は、請求者の社会保険関係書類は保管していないが、請求期間①に係る厚生年金保険料は給与から控除し

ていない旨回答しているところ、同社が提出した賃金台帳により、請求期間①に係る厚生年金保険料は給与から控除されていなかったことが確認できる。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①のうち、平成 11 年 4 月 1 日から同年 9 月 21 日までの期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。また、平成 11 年 9 月 22 日から同年 10 月 1 日までの期間においては請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、請求者は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による年金額の計算の基礎とならない資格取得日についても年金記録の訂正を求めている。

これについては、A社が提出した人事記録及び賃金台帳並びに請求者の職務内容、雇用形態等に係る回答から、請求者は、請求期間①のうち、平成 11 年 9 月 22 日から同年 10 月 1 日までの期間において、厚生年金保険被保険者資格の要件を満たしていたものと認められ、当該期間の標準報酬月額については、オンライン記録等から、20 万円とすることが妥当である。

以上のことから、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 11 年 10 月 1 日から同年 9 月 22 日に、同年 9 月の標準報酬月額を 20 万円に訂正することが必要である。

なお、平成 11 年 9 月 22 日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

2 請求期間②の標準報酬月額については、A社は、請求者の社会保険関係書類は保管していないが、請求者の標準報酬月額は請求者の職種における平均的な報酬月額で最初に届出をしていると思いますとしており、給与からの厚生年金保険料の控除については、請求者の年金記録どおりの標準報酬月額に対応した厚生年金保険料を控除していた旨回答しているところ、同社が提出した賃金台帳によれば、請求者の請求期間②における給与からの厚生年金保険料控除額はオンライン記録の標準報酬月額（20 万円）に見合う額であることが確認でき、同社は国の年金記録どおりの届出を社会保険事務所（当時）に行ったものと考えられる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるが、前述のとおり、請求者の請求期間②に係る給与からの厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（20 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（20 万円）と一致していることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、厚生年金特例法による年金記録の訂正は認められない。

他方、請求者は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額についても年金記録の訂正を求めている。

これについては、A社が提出した賃金台帳の給与支給額から、請求期間②のうち、平成 12 年 4 月 1 日から同年同月 30 日までの厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額を 24 万円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

請求期間②のうち、平成11年10月1日から平成12年4月1日までの厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額については、請求者の標準報酬月額に係るA社の回答及び同社が提出した貸金台帳により、同社は国の年金記録どおりの届出を社会保険事務所に行ったと考えられるが、これが厚生年金保険法に基づかない届出であったと判断することはできないため、当該期間については、請求者が主張する標準報酬月額に訂正することはできない。

- 3 請求期間③については、A社が提出した雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）によれば、請求者の同社における離職等年月日は平成12年4月29日と記録されている上、同社は、請求者の在籍は平成12年4月29日までであると回答している。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間③において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

- 4 請求期間④については、請求者が提出した預金通帳により、請求期間④のうち、一部期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える給与の振込が確認できるが、D社は、B社C支店の閉鎖から7年以上が経過し、貸金台帳、労働者名簿、社会保険関係届出書類等、詳細な資料が一切残っていないため、全てにおいて不明の旨回答しており、請求者の給与からの厚生年金保険料控除額について確認できない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間④において、オンライン記録の標準報酬月額を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600222 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600081 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 (現在は B 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 47 年 7 月 20 日から昭和 49 年 7 月 20 日まで

私は、前職を退職して仕事を探している時に、A 社に勤務していた前職の同僚の紹介で同社に勤めるようになった。当時、給与から雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の保険料を控除されていたが、請求期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間において、A 社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる者及び同社の事務担当者であったとする者は、請求者の勤務期間及び請求者が A 社の従業員であったか下請業者の従業員であったかは分からないが、同社で現場監督者と一緒に現場を回って仕事をしており、勤務状況については、土木作業員として 8 時から 17 時までの一日 8 時間勤務であった旨回答及び陳述している。

しかしながら、前述の事務担当者であったとする者は、請求期間当時、従業員は勤務開始日と同時に厚生年金保険に加入させるのが基本であるが、日雇保険の加入者、短期間勤務の者、本人が希望しない等で加入させていない場合もあったと陳述していることから、A 社は、請求期間当時、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、B 社は、請求期間当時の資料は保管していないため、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について不明であると回答している。

さらに、A 社の請求期間当時の事業主は既に死亡しており、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について陳述及び関連資料を得ることができない。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に請求者の厚生年金保険被保険者記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において A 社に係る厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600250 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600082 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 (以下「請求事業所」という。) における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 8 月 1 日から平成 6 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、請求事業所に勤務していた期間のうち、請求期間における標準報酬月額が給与支給額と比べ低い額とされている。私の記憶では、給与支給額は昭和 62 年 8 月頃からは 24 万円又は 25 万円、平成元年 7 月頃からは 30 万円、平成 3 年 10 月頃から退職するまでは 32 万円だった。

請求事業所が請求期間における標準報酬月額を実際の給与支給額より低く届け出ていると思うが、給与支給額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、請求期間の標準報酬月額の記録を給与支給額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求事業所の事業主が請求期間における標準報酬月額を実際の給与支給額より低く社会保険事務所 (当時) に届け出ている旨主張しているところ、請求期間当時の事業主は、請求期間の資料は保管しておらず請求者に係る厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除については不明である旨陳述している上、請求事業所は、請求期間当時の資料の保管は無いと回答していることから、請求者の請求期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る届出、給与支給額及び給与からの厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、請求者が請求事業所における同僚であったとして氏名を挙げた複数の者に照会したが、請求期間当時の給与明細書等を所持している者はおらず、請求期間当時の請求事業所における給与の支払状況及び厚生年金保険料の控除状況は不明であり、請求者の主張を裏付ける資料を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、請求者は本件訂正請求に当たり、自身の請求内容の証言者として複数の者の氏名を挙げているが、その者の陳述及び請求者の主張をもってしても年金記録の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600251 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600084 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 51 年 11 月 1 日から昭和 52 年 6 月 1 日まで

請求期間において、A 社が経営する B 事業所で正社員として勤務していたものの、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。B 事業所の近くには寮があり、そこに同僚と住んでいた。間違いなく勤務していたので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者に係る戸籍の附票によると、昭和 51 年 11 月 8 日から昭和 52 年 6 月 26 日までの期間における請求者の住所は、C 県 D 市であったことが確認でき、この住所は A 社に係る商業登記簿謄本における同社の所在地と一致している。

また、請求期間において A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者は、請求者の同社における勤務時期は記憶していないが、請求者は F 業務担当であった旨回答していることから、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の代表取締役は、請求者を記憶しておらず、同社に係る資料については火災により焼失しているため請求者に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除を確認することができないとしており、同社においては入社と同時に厚生年金保険に加入させておらず、加入していない者の給与から厚生年金保険料は控除していない旨陳述している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求者の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、請求者の記録が欠落したとは考え難い。

なお、A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者が同社における正社員の同僚として氏名を挙げた複数の者について、前述の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、その氏名を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。